学校いじめ防止基本方針

日進市立西小学校

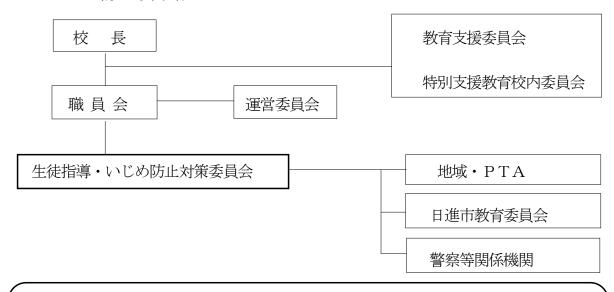
1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめ(インターネットを通じて行われるものを含む)は、いじめられた児童の心身に 深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり うる。これらの基本的な考えを基に、教職員が学校の教育活動全体を通じて、いじめの兆 候や発生を見逃さないように努めるとともに、学校全体で、迅速かつ組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。教職員は、児童一人一人のよさを把握し、良好な人間関係を基盤とした心温かな学級経営を実現し、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策組織



構成メンバー

- 校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任
- PTA関係委員・家庭教育相談員・スクールカウンセラー
- (スクールソーシャルワーカー)

○「生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

西小学校では、日進市が設置した日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会(以下「推進協議会」)とその下部組織である「日進西中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」(以下「西中校区連絡協議会」)の設置を受け、校内に「西小学校生徒指導・いじめ防止対策委員会」(以下「校内対策委員会」)を組織する。

「校内対策委員会」では、いじめを含む生徒指導上の問題とりわけいじめの防止を目指し、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の学校や教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

○「西中校区連絡協議会」について

日進西中学校区の小中学校におけるいじめを含む生徒指導上の問題を協議し、問題に関して対策を検討し、必要と判断した場合は、「推進協議会」へ諮る。

○「西小生徒指導・いじめ防止対策委員会」について 「西中校区連絡協議会」の下に、「西小生徒指導・いじめ防止対策委員会」(以下「地 区対策委員会」)を組織し、必要に応じて開催する。 ・・・・・(資料1)

(2) いじめ防止対策組織の役割

ア 「西小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・ 教育相談(含むいじめ)アンケートを実施し、「生徒指導・いじめ防止等対策委員会」で学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「西小学校いじめ防止基本方針」の周知を徹底し、教職員 の共通理解を図る。
- ・ 教育相談旬間の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対 策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・ 学年だよりやホームページを通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果を発 信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、「校 内対策委員会」を中心として、正確な事実の把握に努め、問題の早期解消にむけた 指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応 する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・ 支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを 進める
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を 推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめについてのアンケートを行い、教育相談を定期的(年3回)に実施しすることにより、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめなどについて相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「校内対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携 して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」 に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル (Plan \rightarrow Do \rightarrow Check \rightarrow Action)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び教育相談アンケートまた、保護者への学校評価アンケートを実施し、「校内対策委員会」でいじめに関する取組の検証をする。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質 向上に努める。
- (2) 「西小学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ知らせ、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

※ 重大事態の発生

「学校」「家庭」「地域」から報告 「日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会」を開催



「重大事態発生時対策会議」(総合教育会議へ対策会議の調査結果を報告する。)

- ※ 総合教育会議は対策会議の調査結果について審議し、必要に応じて調査委員会(第三者委 員会)を招集する。
- ※ 日進市長、教育長(または教育委員会)は、総合教育会議が開催できない場合は、独自に 判断し、調査委員会(第三者委員会)の招集を要請できる。

「重大事態発生時調査委員会(第三者委員会)」を開催する。

再

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の 関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を 図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施する。

調

査

※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

を

いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報を提供する。

要

請:

※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する.

,

※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象 の在校生や保護者に説明をする。

調査委員会(第三者委員会)の調査結果を総合教育会議に報告する。

(不十分であれば再調査を要請) ←指示

市長、教育長(または教育委員会)は独自に再調査を要請できる。

※ 希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた 文書も調査結果に添付する。

調査委員会(第三者委員会)の調査結果を踏まえた再発防止策を重大事態発生時対策会議に依頼する。

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を「日進市四中学校区小中生徒指導・ いじめ防止対策推進協議会」において定期的に行う。

【組織図】 (資料1)

総合教育会議

議長 = 市長

事務局 = 市長部局

教育長 (日進市教育委員会)

日進市長

1 日進市四中学校区小中生徒指導・い じめ防止対策推進協議会

〈重大事態発生時対策会議〉

重大事態発生時 調査委員会

(第三者委員会)

- 2 中学校区小中生徒指導・いじめ防止 対策推進連絡協議会(旧 役員会)
- 3 運営委員会 (各校内)

4 小中学校別

生徒指導・いじめ防止対策委員会

(旧 小中学校別推進委員会)

5 地区別

生徒指導・いじめ防止対策委員会 (旧 地区別推進委員会)

【構成】

- 1 日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会
 - 〈兼 重大事態発生時対策会議〉 15人以内
- (1) 教育に関する事務に従事する者
- (2) 児童生徒等の権利、発達又は心理に関し専門的な知識を有する者
- (3) 児童生徒等の福祉について実務経験を有する者
- (4) 社会福祉に関し専門的な知識を有する者
- (5) 市内小中学校長
- (6) 教育委員会事務局職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

- 2 日進市中学校区小中生徒指導・いじめ 防止対策推進連絡協議会 (旧:役員会)
 - ・会 長 〔中学校長〕
 - ・副会長 〔小学校長〕
 - · 書 記 〔中学校生徒指導主事

• 主幹教諭]

- •会 計 〔中学校教頭〕
- 幹 事

小学校生徒指導主任 PTA会長

- (中) 地域委員長·副委員長
- (小) 安全部長·地域活動部長

区長

保護司

民生児童委員

主任児童委員

家庭教育推進連絡協議会

正·副委員長

少年防犯活動推進委員代表

愛知警察署

スクールカウンセラー

(スクールソーシャルワーカー)

市教育委員会事務局

- 3 運営委員会
 - ・小中学校校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事(主任)スクールカウンセラー(スクールソーシャルワーカー)

- 4 西小学校 生徒指導・いじめ防止対策委員会 (旧:小中学校別推進委員会)
- 校長、教頭
- 主幹教諭
- 生徒指導主事(主任)
- ・ PTA関係委員
- •家庭児童相談員
- ・スクールカウンセラー
- ・(スクールソーシャルワーカー)
- 5 地区別生徒指導・いじめ防止等対策委員会(地区別推進委員会)
- ·委員長 [中学校地域委員長]
- 副委員長

[小学校安全部長、地域活動部長]

. 悉 旨

中学校幹事(PTA地域委員)

区長

主任児童委員

家庭教育推進連絡協議会委員長

少年防犯活動推進委員代表

小 · 中学校生徒指導主事(主任)

スクールカウンセラー

(スクールソーシャルワーカー)

市教育委員会事務局

- ※ 重大事態発生時調査委員会(第三者委員会) 5人以内
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法律について専門的な知識及び経験を有する者
- (3) 社会福祉について専門的な知識及び経験を有する者
- (4) 少年犯罪について専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 精神疾患又は発達障害に関する医療について専門的な知識及び経験を有する者

<年間計画>

| | 「校内対策委員会」 | | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 |
|---------|-----------|-----------------------------------|---|--|---|
| 4 月 | P | ○「学校いじめ基本 方針」の内容の確 認 | ○学級開き、学年開き○保健指導(心と体の成長)○異学齢集団清掃開始 | ○いじめ相談窓口の 児童生徒、保護者へ の周知○身体計測 | ○PTA総会、学級懇談 会での「学校いじめ基 本方針」の説明○授業参観 |
| 5 月 | D D | ○現職研修「児童生徒 理解と学級づくり」 | ○「なかよし遠足」(1年と6年)○フレンドパーク(異学齢集団活動)毎月 | ○教育相談アンケート | ○PTA委員会 |
| 6 月 | C | ○現職研修 | ○ゲーム集会(異学齢集団 活動)○福祉実践教室 | ○教育相談週間 | ○市内一斉公開授業○学校評議員への学校行事・授業の公開・学校評議員会 |
| 7 月 | Ā | ○全教職員による「取 組評価アンケート」 の実施→検証 | ○情報モラル指導(ネット モラル) ○郡市音楽発表会選考会 | | ○個人懇談会 |
| 8 月 | 1 | ○中間評価→検証 ○現職研修 | ○野外教育活動(5年) | | |
| 9 月 | P | | ○運動会 ○応援練習 | ○身体計測 | ○運動会参観○学校評議員への学校行事公開 |
| 10 月 | ļ | | ○ゲーム集会(異学齢集団 活動)○修学旅行(6年) | ○教育相談アンケート | ○PTA委員会 |
| 11 月 | D | | ○学習発表会 | ○教育相談週間 | ○学習発表会参観○学校評議員への学校行事公開・学校評議員会 |
| 12 月 | C | ○全教職員による「取 組評価アンケート」の 実施→検証 | ○人権週間○赤い羽根募金活動 | | ○個人懇談会 ○学校評価アンケー ト |
| 1 月 | | | ○保健指導(命の大切さ)○ゲーム集会(異学齢集団活動) | ○身体計測○「心のアンケート(いじめアンケート)」○教育相談週間 | ○授業参観○学校評議員への学校行事・授業の公開・学校評議員会 |
| 2 月 | | ○自己評価 | ○西小ギネス大会(異学齢 集団活動) | | ○PTA委員会 |
| 3 月 | P | ○学校評価の結果を 検証し、「基本方針」 の見直し | ○6年生を送る会 ○卒業式 | | ○学校関係者評価委員 会で「自己評価」の評 価を行う。 |
| 通 年 | | ○校内のいじめに関 する情報の収集 ○対応策の検討 | 集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実 | ○健康観察の実施○SCによる相談 | ○あいさつ運動 |

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。